

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例の一部改正について
藤沢市税外収入金に関する延滞金条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例の一部を改正する条例
藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の一部
を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第2条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントに満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に

対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、市税における延滞金の割合の特例が見直されることに伴い、本市の税外収入金においても同様の措置を講ずる必要による。